

令和4年度における職員の給与の男女の差異の情報公表

令和5年6月30日

原子力規制委員会

女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.4%
全職員	73.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	—
本省課室長相当職	103.0%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	95.3%
係長相当職	94.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	81.1%
31～35年	88.4%
26～30年	78.1%
21～25年	99.2%
16～20年	95.4%
11～15年	97.6%
6～10年	91.8%
1～5年	81.1%

【説明欄】

全職員の男女比は概ね男性75%、女性25%
女性の給与の割合が低い理由は以下のとおり。

【全体について】

- ・課室長相当職以上の官職に占める女性の割合が1割未満と少ないことから、相対的に女性の給与の割合が少ない。
- ・扶養手当の受給者に占める男性の割合が9割以上であることが、給与差異に影響している。
- ・任期の定めのない常勤職員の平均年齢が概ね男性47歳、女性40歳であることも給与差異に影響している。

【2.(2)について】

- ・勤続年数5年以下の区分においては、民間企業等経験を有する中途採用職員（シニアの男性が多い）も含まれており、相対的に給与差異が生じている。

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。